

羽生市立須影小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月策定

I はじめに

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

（「いじめ防止対策推進法」第2条より）

(2) 羽生市立須影小学校いじめ防止基本方針とは

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

学校は、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を確認したときは、適切かつ迅速に対応する責務を有する。

羽生市立須影小学校いじめ防止基本方針は、「羽生市いじめ防止のための基本方針」に基づき、本校の全児童が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」の具体的な取組について示したものである。

II いじめ防止等に対する基本的姿勢

- (1) 職員は、「いじめは絶対に許されない」という基本認識を持ち、学校に、いじめを絶対に許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (2) 職員は、「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る」という基本認識を持ち、早期発見のために実効的な取組を行う。
- (3) いじめ問題に対して職員が一丸となって組織的に対応する。
- (4) 児童一人一人の自己存在感を高め、自己決定の場を与え、共感的な人間関係を育む教育活動を推進する。
- (5) いじめの早期解決に向けて、いじめられている児童の守り抜くとともに、関係機関と連携する。
- (6) 家庭と連携を深めて、いじめの指導に当たる。

III いじめ防止等の対策のための組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

- (1) 目的…学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行う。
- (2) 構成員…校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、保健主事、学年主任、特別支援コーディネーター、教育相談主任、人権主任、道徳教育推進教師、養護教諭、○PTA会長、○自治会長、○スクールソーシャルワーカー、○スクールカウンセラー、○警察関係者
※○は必要に応じて参加を依頼し、対応する構成員

(3) 開催

- ア 定例会（各学期1回程度開催）
- イ 校内委員会（生徒指導委員会と兼ねて月1回程度開催）

ウ 臨時部会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）

(4) 内 容

ア 羽生市立須影小学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施、取組の進捗状況の確認、定期的検証

イ 教職員の共通理解と意識啓発（校内研修 年3回以上）

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

エ 個別面談や相談の受け入れ、アンケート結果の集約

オ ネットパトロールの実施、関係機関との連携

カ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約

キ 発見されたいじめ事案への対応

ク 構成員の決定

ケ 重大事態への対応

2 子どもいじめ対策委員会

(1) 目 的…児童が、いじめについて考え、いじめを許さない学級・学年やいじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、いじめ防止等の取組を推進する。

(2) 構成員…計画委員長、計画副委員長、各委員会委員長

※委員会担当主任、人権主任が指導に当たる

(3) 開 催…年2回程度開催

(4) 内 容

ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。

イ 話し合いの結果を学校に提言（「いじめ撲滅宣言」等）する。

ウ 提言した取組を推進する。

IV いじめ未然防止のための取組

1 道徳教育の充実

(1) 教育活動全体を通して

ア 「いじめをしない、許さない」資質を育むために、あらゆる教育活動の場面において、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる学習・指導の充実に努め、道徳推進教師を中心に、全教師の協力体制を整える。

イ 道徳の内容項目と関連づけて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

(2) 道徳の時間を通して

「人権デイ（「5月と2月のいじめ撲滅強化期間」や「人権週間（11月のいじめ撲滅強化期間）」に、「2 主として他の人とのかかわりに関するこ」の内容項目を取り上げて集中的に指導する。

2 学級経営の充実

(1) 授業中や休み時間等、担任が児童一人一人とよくふれ合い、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。

(2) 分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

(3) 「規律ある行動」の指導を徹底し、基本的な生活習慣を確実に身につけさせる。

3 「いじめ防止強化期間」の取組を通して

「羽生市いじめ防止等のための基本的な方針」により定められた、「いじめ防止強化期間」において、いじめ防止のための継続的な啓発を行う。

(1) 期間

- 1 学期 5月1日から5月10日まで
- 2 学期 11月1日から11月10日まで
- 3 学期 2月1日から2月10日まで

(2) 取組

- ア ポスターづくり、いじめ撲滅標語等づくり、掲示による啓発活動
- イ 「子どもいじめ対策委員会」による、いじめ撲滅キャンペーンの実施
- ウ 校長等による講話
- エ 「人権作文」を活用する等、いじめ未然防止に向けた学級指導や道徳授業の実施
- オ 「人権感覚育成プログラム」のエクササイズやグループワーク等を実施することにより、あたたかな人間関係を醸成し自己肯定感やコミュニケーション能力を高める。
- カ 学校だよりやホームページ、PTA広報誌による家庭や地域への広報活動

4 特別支援学級への理解を深める取組を通して

(1) 教職員の理解と指導力を高める取組

- ア 年度当初会議…全教職員による共通理解を図る。
- イ 生徒指導委員会…特別支援学級の現状・課題を共有し、対応策を検討する。
- ウ 校内研修…講義、演習、授業研究等による研修を年3回程度実施する。

(2) 児童の理解と心情を高める取組

- ア 年度当初に特別支援学級について全児童へ説明する。
- イ 年度当初に交流学級や交流学年の担任が、特別支援学級について説明する。
- ウ 1年生の学校探検において担任が特別支援学級について説明する。
- エ 1学期中に集中して、「特別支援学級の子どもたちと仲良く支え合う学校生活」について考える道徳や学活の授業を実施する。

5 交流活動を通して

- (1) 異年齢の活動のなかで、相手のことを考えて、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。
 - ア ふれ合いタイム…業前の縦割り班活動
 - イ 交流給食…縦割り班での給食
 - ウ 鼓笛指導…1つ下の学年に鼓笛のスキルや心構えを伝える
- (2) 保育園児や特別支援学校の児童との交流を通して、相手の気持ちを想像したり、その立場に立って行動する態度を育てる。
 - ア 「すかげっ子フェスティバル」…保育園児を招待し、一緒に遊ぶ
 - イ 支援籍交流…特別支援学校の児童と学級活動や学年レクによる交流

6 ネットモラル指導を通して

全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童にモラル教育をするなどして迅速に対応する。

V いじめ早期発見のための取組

1 日常の児童の観察

(1) ささいな変化に気付くこと

- (2) 気付いた情報を共有すること
 - (3) 情報に基づき、速やかに対応すること
- 2 「いじめアンケート」及び面談の実施
- (1) 実施時期…6月、11月、2月（年3回）
 - (2) 情報共有…学年・学校全体で情報共有、対応策を協議する。（いじめ対策委員会）
 - (3) 面 談…児童との面談を実施後、保護者との面談を実施する。
- 3 教育相談週間の実施
- 6月と11月に、「いじめアンケート」の内容も踏まえて実施する。
- 4 地域からの情報収集
- (1) 民生委員、主任児童委員
 - 直接の連絡の他、「民生委員・主任児童委員会議」を2月に実施して情報を収集する。
 - (2) 須影協力隊
 - 登下校の様子を中心に、直接の連絡の他、年2回の「須影協力隊会議において情報を収集する。」

VI いじめに対する早期対応

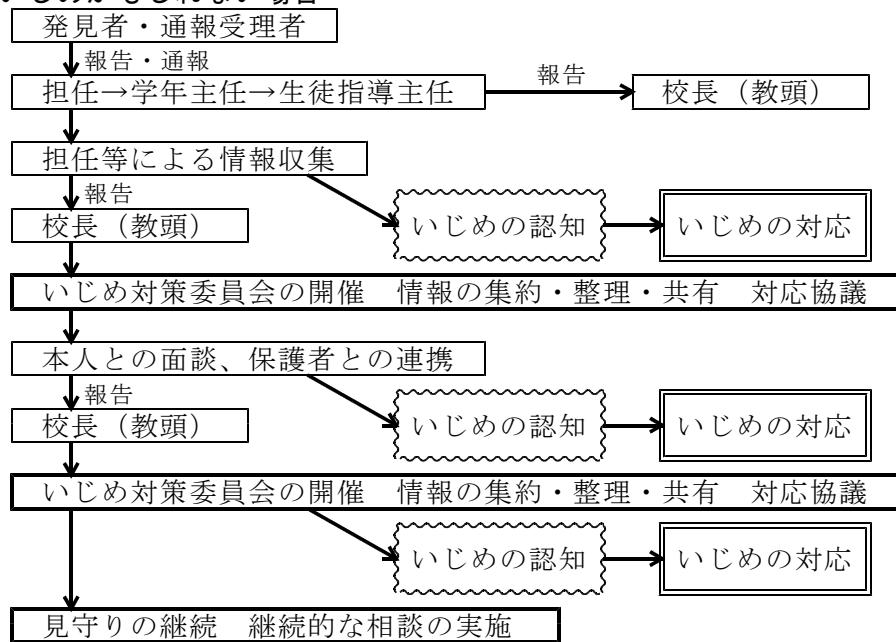
- (1) いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、いじめ対策委員会を開き、対応を協議する。
- (3) 必要に応じていじめた児童を別室指導、別室学習等をするなど、いじめられた児童が安心できる学習環境を整備する。
- (4) いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (5) 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (6) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

VII 重大事態への対処

- (1) 重大事態の定義
 - ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
 - イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連續して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
 - ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合
(「いじめ防止対策推進法」より)
- (2) 重大事態への対処
 - ア 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
 - イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
 - ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
 - エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

	行 事 等		行 事 等
4 月	○いじめ対策委員会 ○いじめに関する全校集会 ○校内研修	10 月	○いじめ対策委員会 ○校内研修
5 月	○人権デイ ○いじめ対策委員会 ○子どもいじめ対策委員会 ※「羽生市いじめ防止強化期間」5／1～10	11 月	○人権週間 ○いじめアンケート ○教育相談週間 ○いじめ対策委員会 ○子どもいじめ対策委員会 ○すかげっ子フェスティバル ○支援籍交流会 ○鼓笛指導 ※「羽生市いじめ防止強化期間」11／1～10
6 月	○いじめアンケート ○教育相談週間 ○いじめ対策委員会 ○須影協力隊会議 ○校内研修	12 月	○いじめ対策委員会 ○校内研修 ○鼓笛指導 ○交流給食
7 月	○いじめ対策委員会 ○ネットモラル教室 ○交流給食	1 月	○いじめ対策委員会 ○特別支援教育授業研究会 ○鼓笛指導
8 月	○校内研修（いじめ生徒指導） ○校内研修（特別支援教育）	2 月	○人権デイ ○いじめアンケート ○いじめ対策委員会 ○支援籍交流会 ○鼓笛指導 ○須影協力隊会議 ○民生委員・主任児童委員会議 ※「羽生市いじめ防止強化期間」2／1～10
9 月	○いじめ対策委員会	3 月	○いじめ対策委員会 ○校内研修 ○交流給食

1 いじめかもしれない場合



2 明らかないじめの場合

